

上田市・千曲市広域シェアサイクル社会実験支援業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年4月1日

長野県建設部都市・まちづくり課長

1 業務の概要

(1) 業務名

上田市・千曲市広域シェアサイクル社会実験支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、しなの鉄道線沿線地域（長野～軽井沢間）の回遊性向上や長野県ゼロカーボン戦略の実現に向けて、「しなの鉄道線（別所線）＋シェアサイクル」を軸とした新しいモビリティのあり方や公民連携による事業化の方向性について検討し、本格導入の可能性や課題を明らかにすることを目的とする。

(3) 業務内容

デジタル技術を駆使して利用できるシェアサイクルシステムを構築・導入し、本県、上田市及び千曲市が指定する複数箇所に自転車やサイクルポートを配置（自転車90台以上、サイクルポート20箇所以上）する。また、そのシステムを活用して実施する社会実験を支援し、効果検証を行う。

(4) 仕様等

「上田市・千曲市広域シェアサイクル社会実験支援業務 業務委託仕様書（案）」のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打合せの中で変更する可能性あり。契約後の変更については、その都度協議）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 業務履行

ア 過去5年以内の同業務又は類似業務の業務実績

イ 業務の実施体制

・本業務に配置する責任者及び従事者その他メンバー構成、各スタッフの業務実績・経歴等及び事業スケジュール

② 導入システム

ア 自転車及びサイクルポート

イ 利用方法

③ 管理運営支援

ア 利用者対応

イ 利用促進の取組

ウ 緊急時対応

④ 効果検証

ア 効果検証方法

イ 利用状況分析

ウ 利用者調査

⑤ 独自提案

ア 仕様書に示す項目のほかに、ゼロカーボン戦略を推進するための提案及び利便性向上や本事業の魅力向上に資する専門性を活かした提案

⑥ 業務に要する経費及びその内訳

ア 経費見積書（委託業務に係る概算経費見積）

(6) 業務の実施場所

上田市及び千曲市

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和5年3月10日まで

① システム構築等の準備期間：契約締結日～令和4年6月30日（予定）

② 社会実験の実施期間：令和4年7月1日～同年12月18日（予定）

③ 社会実験の効果検証期間：令和4年7月1日～令和5年3月10日（予定）

(8) 費用の上限額

29,480,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、日本国内において、シェアサイクル事業（複数の無人サイクルポートで相互に貸出及び返却が可能な自転車貸出事業を指し、社会実験及び実証実験を含む。）を継続して1年以上履行した実績を有すること。ただし、地方公共団体との契約、協定等に基づき実施する事業に限る。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### （1）参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### （2）参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

#### （3）参加申込書等記載上の留意事項

① 2（1）～（4）に関する誓約書（様式第3号附表添付書類）を添付してください。

② 2（7）業務実績については、これを証する契約書及び仕様書の写しを添付してください。

#### （4）担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県建設部都市・まちづくり課 信州地域デザインセンター担当 電話 026-405-4861 ファックス 026-252-7315 メール <a href="mailto:udc-shinshu@pref.nagano.lg.jp">udc-shinshu@pref.nagano.lg.jp</a>
---

#### （5）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年4月6日（水）（必着）

（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに都市・まちづくり課に到達したものに限り、

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

#### （6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### （7）非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により都市・まちづくり課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により都市・まちづくり課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日

(土曜日、日曜日及び休日は除く。) 以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3 (4) に同じ。

(2) 受付期間 令和4年4月13日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日は除く午前9時から午後5時まで。)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 都市・まちづくり課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年4月15日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

① 企画書(様式第8号の附表)

ア 様式はA4版、横書き、片面印刷、左綴じとし、仕様書の内容について順序だてて整理するものとする。文字サイズは11ポイント以上、カラー可、事業者名記載、枚数制限なし。(様式第8号附表は参考例。図表等はA3折りたたみ可)

イ 1 (4) 及び1 (5) に留意すること。

② 経費見積書(委託業務に係る概算経費見積)(様式第8号の附表2)

(3) 企画書記載上の留意事項

① 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

② 経費見積書は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額及びその内訳を記載してください。また、経費の合計額は1 (8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付期間 5 (2) に同じ。

③ 受付方法 5 (3) に同じ。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては FAX 又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年4月18日(月)(必着)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

② 提出先 3 (4) に同じ。

③ 提出部数 10部(原本1部、コピー9部)

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに都市・まちづくり課に達したものに限り、

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、別に定める「上田市・千曲市広域シェアサイクル社会実験支援業務受託者選定要領」に基づいて選定されます。

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、(6)に基づき、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。

② プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和4年4月20日(水) 9時～ 議会棟第2特別会議室

持ち時間は30分程度(説明20分、質疑応答10分)、参加人数は1者あたり3名以内とする。

プロジェクター、スクリーン、電源コードは発注者にて用意、パソコン等の機器は提案者にて用意すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、オンライン会議システム(Zoom等)を用いて実施する。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により都市・まちづくり課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により都市・まちづくり課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案審査委員会審査書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、都市・まちづくり課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により都市・まちづくり課長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3 (4) に同じ。

(イ) 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

#### (10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対しては、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

### 7 契約書案

「委託契約書 (案)」のとおり

### 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により都市・まちづくり課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

### 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、都市・まちづくり課において閲覧に供します。

### 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380 8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部都市・まちづくり課  
信州地域デザインセンター担当

電話 026-405-4861

ファックス 026-252-7315

メール [udc-shinshu@pref.nagano.lg.jp](mailto:udc-shinshu@pref.nagano.lg.jp)

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります